

## 第48回国家戦略特別区域諮問会議 第2回規制改革推進会議 議長・座長会合終了後記者会見 議事概要

1. 日時：令和2年12月21日（月）16:20～16:40
2. 場所：合同庁舎8号館1階S106会見室
3. 出席者：  
（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理  
（政府）河野大臣

○司会 それでは、規制改革推進会議議長・座長会合後の記者会見を開始いたします。  
小林議長、お願いいたします。

○小林議長 総理大臣、河野大臣にご出席いただき、規制改革推進会議のコアメンバーでの会合と国家戦略特区諮問会議の合同会合を開催し、議論を行いました。

合同会合では、私より、規制改革推進会議の議論等を踏まえた改革の実施事項について、御説明をいたしました。また、高橋議長代理及び各ワーキング・グループの座長から御発言をいただきました。

実施事項及び委員の御発言につきましては、後ほど、高橋議長代理からお話をさせていただきます。

この新しい体制になった規制改革推進会議1年と約2か月が経ちます。従来は意見書を6月、7月に出すという形で進んできたのですが、今回は菅政権のもと、河野大臣のリーダーシップにより、アジャイルガバメント、とにかく、いつまでに誰が何をきちっとやり、それをフォローし、できるものからやる、という手法に代わりました。官僚の皆さんの思いも、一部を除きまして、非常に反応が速くなっている、対応が速くなっている。そういったことをメインに私の方からはお話をいたしました。日本が今後世界で勝っていくためには、文字通り一丁目一番地はやはり規制改革、デジタル化それとサステナビリティだろうということで、今後は一つ、総理に頑張ってもらいたい、そして政府官僚にも頑張ってもらいたい、このようにお話をさせていただきました。

総理からは、先程皆様がお聞きになったとおり、お話があったところでございます。

お配りしております「当面の規制改革の実施事項（案）」につきましては、近日中に規制改革推進会議を開催しまして、取りまとめる予定でございます。

私からは、以上です。

○司会 小林議長ありがとうございました。

続けて、河野大臣よろしくお願いたします。

○河野大臣 今の会議で総理から、押印・書面の見直しを一括して行う法案と著作権法の見直しについて、通常国会に法案を提出しますというご発言がありました。オンライン診

療・服薬指導については現在の特例的な拡大措置を続け、今できることを引き続きできるようにして、将来的にもその基準よりも下げるべきではないということ、それからオンライン教育につきましては、現在のコロナ措置を後退させることなく、特例の授業として認めるとともに、今後も教育現場でICTを活用した新たな取組をより広くできるようにする必要があるというご発言がございました。総理からはオンライン診療、オンライン服薬指導については来年6月までに、オンライン教育については本年度中に結論を出すように、というご指示をいただいたところでございます。またカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーに関する規制の総点検もしっかりやっていくように、ということがございました。規制改革推進会議のメンバーの皆様と、それから大臣直轄チームのメンバーとで、これからはしっかりと、スピード感を持って規制改革に取り組んでまいりたいと思います。

○司会 河野大臣ありがとうございました。

続けて、高橋議長代理よろしくお願ひいたします。

○高橋議長代理 私から、「当面の規制改革の実施事項（案）」について、御説明いたします。

資料4-1、1枚紙を御覧いただきたいと思ひます。

まずは、上段の「書面・押印・対面の見直し」です。左側の行政手続では、押印を求める行政手続のうち、83手続を除くすべての手続について押印を見直すこととし、見直しに必要な法律案を次期通常国会に提出する。また、性質上、オンライン化が適当でないと思われる手続を除く95%超を5年以内にオンライン化する。手続件数が多い、事業者からの要望が強い手続について、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、速やかに必要な取組を行う。

右側の民間の手続では、電子帳簿保存法に基づく帳簿書類の電子保存、民法に規定する領収書の電子化、宅地建物取引業法における不動産の賃貸・売買契約等に関する書面、借地借家法における定期借地権の特約等に係る書面等について、見直しを行います。

次に、中段左側の「専任・常駐義務等の見直し」です。産業医の事業場での常駐義務の緩和、一般用医薬品の販売時間を開店時間の2分の1以上とする規制を廃止する。

中段右側の「テレワークの普及・促進」では、労働者の自己申告による労働時間管理等について、ガイドラインの改定を行います。

続いて、左下の「規制のデジタル・トランスフォーメーション」です。放送番組のネット配信の円滑化のため、著作権制度を見直す。医療機器プログラムの開発・導入の促進のため、医療機器該当性基準の明確化等を行う。

右下の「地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革」これについては、上場を目指す農業ベンチャーのニーズ等を踏まえ、円滑な資金調達を行い、農業経営を発展させていくための方策を検討する。沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和の延長等を行う。

また、資料4-1には記載はございませんけれども資料4-3末尾に記載しておりますように、オンライン診療・服薬指導については、先ほど大臣からも説明がありましたけれども、現在の時限的措置を着実に実施した上で、デジタル時代に合致した制度となるよう、恒久化に向けた検討を行い、令和3年夏を目途に骨格を取りまとめ、実施に向けた取組を進めること。オンライン教育については、特例措置を後退することなく、デジタル時代に相応しい仕組みとして、教育現場におけるICTを活用した新たな取組が児童・生徒・学生の希望や発達段階に応じた形で行われるよう、その内容の一層の充実のための検討を行い、令和2年度中に取りまとめる、としております。

また、手短ではありますが、委員の皆様のご発言を少し紹介させていただきます。まず、医療・介護ワーキンググループの大石座長ですけれども、オンライン診療について時限的措置を継続しつつ、来年の答申までには恒久化について取りまとめる。その際には、現在厚労省の検討会で議論されている、初診の取扱いや対象疾患だけでなく、報酬制度も含め検討を求めるという発言がございました。それからオンライン診療同様に重要な取組として、いわゆる医療機器プログラム、これがあるということで、ここについても検討を進めていくという発言がございました。

雇用・人づくりワーキンググループの大槻座長は、特に今回はICT活用の後押しを軸に取り組んだということでございます。オンライン講義については、個別最適な学びを与えられるよう、引き続き議論をしていくということ、あるいはテレワークの普及に向けたガイドラインの後押しをしてきたという発言がございました。

それから成長戦略ワーキンググループ大橋座長のご発言ですけれども、デジタル社会は道半ばであり、例えば郵便の電子化、デジタル通貨、領収書の電子化に向けた具体的な道筋など様々な課題がある。年明け以降もしっかり議論をしてみたい、という発言がございました。

農林水産ワーキンググループ佐久間座長からは、農業従事者が高齢化してきて農業のDX化に抵抗がある、農業のスマート化には若者の参入が必要である、都会の人が郊外に土地を買って新たに農業に参入することができない、農業法人のIPOもできない、こうした課題を解決することが必要だという問題提起がございました。

デジタルガバメントワーキンググループの高橋座長からは、先ほどずっと申し上げてきましたが、引き続きオンライン化等々について取り組んでいくというお話がございましたが、ただ、数値目標があっても利用されるために何が足りないのか、分析できていないものが多数あるということで、政策立案には知見はあっても現場での運用には土地勘がないという霞が関の弱点が表れているということで、中身のある具体的な計画に改定するよう求めていくというお話がございました。

最後に私ですが、投資等の座長を務めておりますので、そこについてはデジタル化の推進、コロナ禍における新たな生活様式の対応、地方を含む経済活性化という観点から、宿泊飲食、それから金融、物流などの分野で押印・書面・対面の見直し、それから専任・常

駐義務の見直しなどに取り組んできたという説明をしました。今後引き続き、地方の活性化、国際競争力の向上に資する金融機能の強化などに取り組んでまいりたいと思います。それから規制改革全般に視野を広げますと、やはりこの一年間デジタル化を阻む規制改革について取り組んできましたけれども、菅政権になって河野大臣、平井大臣の下で積年の課題であった行政部門のデジタル化の展望が開けてきたと思います。地方公共団体も含め、一気にデジタル化を進めることが重要ではないか、オンライン診療・服薬指導、オンライン教育の恒久化が課題ですけれども、ただし、こうしたことというのはまだ医療、教育分野のデジタル化の入り口に過ぎないということで、引き続きこの両方のデジタル化とデータ活用に取り組む必要があるということを申し上げました。

以上のような発言がありました。

私からは以上です。

○司会 ありがとうございます、それでは質疑に移ります。

御質問のある方は、挙手のうえ、社名、氏名の後に質問をお願いいたします。

○記者 河野大臣に規制改革でお伺いいたします。オンライン診療ですとか、一般用医薬品の販売時の店舗ルールですとか医療分野の規制改革に取り組まれてきたと思いますが、他にも医療分野や医薬品の分野を通じて、規制改革、見直した方がよいものはありますか。また、不合理や課題だと感じていることはどのような点がありますでしょうか、お聞かせください。

○河野大臣 規制改革推進会議の皆様のお力をお借りしまして、例えば、産業医の常駐の必要性の見直し、あるいは、医薬品の販売時間、店舗の開店時間の2分の1といった規制がございますが、そうしたものの見直しが進んできているところです。

日本は高齢化が進んでいるわけですから、本来は、予防的な医療機器、これはハード、ソフト両方ですけれども、本来こういうものがもっともっと発展して、日本発のハードウェア、ソフトウェアとして海外に出て行かなければならないところが、規制によってそれができないという問題提起が非常に強くございました。

厚労省がこれを全面的に見直しして、日本発の産業として育っていくように努力していくということがございましたので、それをきちんとフォローアップしていきたいと思っております。

また、支払基金のデータなどを活用して、医療コストをきちんと下げられるように、データの活用をやっていかなければならないと思っておりますし、支払基金の合理化を最大限進めるということで、今動かしておりますので、これもきっちりやっていきたいと思っております。

○記者 河野大臣に伺います。オンライン教育のところで、総理の発言でもありますように、特例の授業として認めると。これは踏み込んだ形だと思うんですけれども、この意味合いなんですけれども、通常の授業にカウントするということなのか、特例の授業というカテゴリーで認めるということなのか、その辺りを教えてください。

○河野大臣 コロナもそうですし、あるいは災害が起きた時などについて、現在の授業と同等の効果が認められる場合については、特例の授業として認めましょう、ということでございます。本来の正規の授業とは別枠かもしれませんが、これはもう、ほぼ同等として授業として認めるということで、文科大臣の御了解もいただいておりますので、そのところはしっかりやっていきたいと思っております。

○記者 そうすると、別枠けれども、ほぼ同等であるという理解でよいですか。

○河野大臣 そういうことです。

○記者 河野大臣にお伺いします。だいぶ幅広い分野での見直しになっていると思います。前回取りまとめたものに基づいているものもあるとは思いますが、今の政権になって、これだけアクセルを踏んで進めることができた、あるいは、ここまでできていたがここを特に柱として次に向けて進めていきたい。そうした、ここを見てほしい、というのはどういう分野でしょうか。大変広い分野が問われていると思います。

○河野大臣 規制改革というのは、どこか1つということではなくて、IMFが少し前に出した、今後の世界経済の見通しでも、コロナの影響が欧米と比べて低いはずの日本の回復が欧米より遅れている、そもそも潜在的な成長率が低いという指摘がありました。現在の日本経済の潜在的な成長力をどこまで高めていくことができるか、というのが非常に大事なことで、これはアベノミクスの三本目の矢というところからずっとやってきているわけですから、日本経済の将来を考えると、もう待たなしでやらなければならないというコンセンサスがあるのだらうと思っております。しっかり取り組んでまいりたいと思えます。

○記者 河野大臣にお尋ねします。行政手続のオンライン化について2点ありまして、今現在643を除いてということだと思えますけれども、これは今後も減らしていく、また更に調整を経て減っていくのかという点と、押印の廃止について、一括法で次期通常国会で出すという話を今までされていたかと思うのですが、行政のオンライン手続についても、その押印の一括法と併せた形で法的な体制をするという理解でよろしいでしょうか。

○河野大臣 先般、各省庁から一次回答が戻ってきた数がその643という数ですが、これはこれから精査をしていきたいと思っております。来年の通常国会においては、押印・書面、可能な限り広く取り入れた一括法案を出したいと思っております。押印については特に問題ないと思っておりますが、これに加える分はどこまでやるか、きちっと整ったものを入れたものを出したいと思っております。

○司会 それでは以上で、規制改革推進会議に関する記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。